

利用調整基準の改正について

1. 利用調整基準の改正について

(1) 背景・目的

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成 27 年 4 月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入しているが、保育士加点（参考 1）に該当する場合であっても、市外居住者の場合は調整点数において大幅な減点となり、保育士等としての就労ができないケースがあるなど、新たな課題がでてきた。

市として保育定員を拡大するためには、保育士等の確保が必要であるため、保育士加点を適用する方については、市外居住者の減点を除外するように要綱の改正を行う。

(参考1) 保育士加点について

就 労 状 況	保護者が以下の職業で月 120 時間以上の勤務で復職する場合（内定を含む）。 ・市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭 ・市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	30	転所の場合を除く
	保護者が以下の職業で月 64 時間以上 120 時間未満の勤務で復職する場合（内定を含む）。 ・市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭 ・市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	20	転所の場合を除く

(2) 意見公募について

① 実施期間

令和 2 年 5 月 28 日（木）～令和 2 年 6 月 30 日（火）

② 意見の提出状況

- ・今回の一部改正に関する意見の概要 1 件

③ 公表及び改正時期

- ・結果の公表：令和 2 年 8 月 28 日公表。
- ・要綱の改正：令和 2 年 9 月 14 日より施行。ただし、令和 3 年 4 月 1 日入所分より適用する。

④ 意見の概要

別紙 1 参照。

(3) 改正の概要

- 市外居住の方が市内の保育所等へ復職する保育士等である場合の調整点数について調整点数「世帯の状況」の「市外に居住している場合」の項目における減点除外者について、「市内の保育所等へ復職する保育士等の加点適用者」という規定の追加。

改正前		改正後	
世帯の状況	市外に居住している場合(転入予定を除く)。	△ 90	市外に居住している場合(転入予定、 <u>市内の保育所等へ復職する保育士等の加点適用者を除く</u>)。

R2.9.11 子ども子育て会議 教育・保育部会 利用調整基準の改正について

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る認定等事務要綱」の一部改正
に対する意見の概要及び神戸市の考え方

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る認定等事務要綱」の一部改正にあたり、皆様よりご意見を募集したところ、貴重なご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

このたび、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する神戸市の考え方をまとめましたので次のとおりお知らせいたします。

【意見募集の期間】

令和2年5月28日（木）～令和2年6月30日（火）

【意見募集の概要】

意見の提出状況合計 1通1件

・今回の一部改正に関する意見の概要 1件

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

【今回の一部改正に関する意見の概要及び神戸市の考え方】

No	意見の概要	神戸市の考え方
1	子どもを持つ保育士の方が安心して仕事復帰できるよう、待機児童解消に向けて取り組みをしてほしいため、今回の改正には賛成する。	待機児童の解消に関する取り組みの一環として、平成28年11月より、保育士の子どもが優先的に利用できるよう「保育所等利用調整基準」の改正を行い、市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業所等に保育士・保育教諭等として就職、または育児休業等から復職する場合は、「調整点数」において加点を行っています。 制度の改正と保育施設の整備等を進め、今後も待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。